

春日井市「あいち共同利用型施設予約システム」による運動用施設の利  
用手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市都市公園条例施行規則（昭和57年春日井市規則第36号）第9条及び春日井市朝宮公園スポーツ施設条例施行規則（平成28年春日井市規則第66号）第7条に規定するあいち共同利用型施設予約システム（以下「システム」という。）による運動用施設の利用手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「会員登録」とは、システムにより施設の利用手続を行うために市においてシステムに登録することをいう。

(施設)

第3条 システムにより利用手続を行うことができる運動用施設は、別表に掲げる施設（以下「施設」という。）とする。

(会員登録)

第4条 会員登録の種類及び利用できる施設は、次の表のとおりとする。

会員登録の種類	利用できる施設
テニスコート会員	テニスコート
グラウンド会員	グラウンド
競技場・野球場会員	競技場及び野球場

- グラウンド会員の登録をできるものは、市内に在住、在学又は在勤する者又はこれら9名以上の者で構成される団体とする。
- 競技場・野球場会員の登録をできるものは、9名以上の者で構成される団体とする。
- 会員登録をしようとする者（次項において「申請者」という。）は、あいち共同利用型施設予約システム会員登録申請書（別記様式）を春日井市（指定管理者が管理する施設にあっては、指定管理者。以下同じ。）に提出しなければならない。

5 申請者（グラウンド会員及び競技場・野球場会員にあっては、代表者）が前項の規定による申請をするときは、申請の際に次に掲げる書類を提示しなければならない。

- (1) 運転免許証、マイナンバーカード等顔写真が貼付された身分を証する書類
- (2) 団体の集合写真（テニスコート会員を除く。）
- (3) その他管理者が必要と認める書類

6 市長は、第3項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、会員登録をするものとする。

（利用抽選）

第5条 会員登録をされた者（以下「会員登録者」という。）は、施設を利用しようとする日の属する月の前月の初日から同月7日までの間に、システムによる当該施設の利用抽選に申し込むことができる。

2 前項の利用抽選の申込みは、1の会員登録者について1月当たり8件までとする。

3 市長は、毎月8日に抽選を行い、当該月の11日に翌月の各施設の利用者を決定するものとする。

（抽選による利用の制限）

第6条 各施設において、1の会員登録者が抽選により1月当たりに施設を利用できる回数の限度は、次の表のとおりとする。

施設の種類	回数	
グラウンド、競技場、野球場	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）	各1回
	日曜日等以外の日	5回
テニスコート	8回（日曜日等にあっては、4回）	

（利用申込み）

第7条 前条の利用抽選により施設の利用者が決定した後において、当該抽選に係る期間内に利用できる施設があるときは、グラウンド等にあっては当該抽選のあった

日の属する月の11日から利用しようとする日の3日前まで、テニスコートにあっては当該抽選のあった日の属する月の11日から利用しようとする日の前日までの間にシステムにより利用申込みをすることができる。

2 前項の規定による利用申込みがあったときは、システムへの入力完了をもって、利用の決定があったものとみなす。

(利用の取消し)

第8条 前2条の規定により利用の決定を受けた者がその利用を取りやめようとするときは、次の表に定める期間内にシステムにより取消し手続を行わなければならない。

施設の種類	期間
グラウンド、競技場、野球場	利用日の属する月の前月の11日から当該利用日の3日前まで
テニスコート	利用日の属する月の前月の11日から当該利用日の7日前まで

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

別表 (第3条関係)

(1) グラウンド、競技場、野球場

施設名称	施設区分	利用区分
美濃町公園	グラウンド	午前・午後・夕方
松河戸グラウンド	少年野球グラウンド	早朝・午前・午後・夕方

	第1グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
	第2グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
	第3グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
牛山運動広場	サッカーグラウンド	早朝・午前・午後・夕方
	少年野球グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
中央公園	グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
繁田公園	グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
上田楽運動広場	グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
熊野グラウンド	第1グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
	第2グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
地藏ヶ池公園	グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
上条グラウンド	第1グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
	第2グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
白山運動広場	第1グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
	第2グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
篠木公園	グラウンド	午前・午後・夕方
高蔵寺運動広場	グラウンド	早朝・午前・午後・夕方
牛山公園	サッカーグラウンド	早朝・午前・午後・夕方
前高グラウンド	グラウンド	午前・午後・夕方
大池緑地	グラウンド	午前・午後・夕方
朝宮公園	競技場	1回2時間
	野球場	1回2時間

(2) テニスコート

施設名称	施設区分	利用区分
高森山公園	テニスコート1～4	1回1時間
中央公民館	テニスコート1～8	

勤労福社会館	テニスコート 1、2
朝宮公園	テニスコート 1～5

別記様式

## あいち共同利用型施設予約システム利用者登録申請書

申請日 平成 年 月 日

1	申請項目	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 利用施設追加 <input type="checkbox"/> 登録内容変更		
2	利用施設	<input type="checkbox"/> 朝宮公園 <input type="checkbox"/> 野球場 <input type="checkbox"/> 競技場 <input type="checkbox"/> 市内グラウンド <input type="checkbox"/> テニスコート		
3	利用者ID			
4	フリガナ 登録団体名(チーム名) (団体登録の場合のみ記入)			
5	フリガナ 登録者名 (団体の場合は代表者名)			
6	登録者住所・電話番号 (団体の場合は代表者住所・電話番号)	〒 -	TEL ( )	
7	使用目的 該当目的に○をつけてください その他は具体的に記入してください	<input type="checkbox"/> サッカー <input type="checkbox"/> 軟式野球 <input type="checkbox"/> ソフトボール <input type="checkbox"/> その他( )		
8	春日井市在住・在勤・在学者数		人	
※登録内容変更の場合に記入(変更後の内容を記入)	1	フリガナ 登録団体名(チーム名) (団体の場合のみ記入)		
	2	フリガナ 登録者名 (団体の場合代表者名)		
	3	登録者住所・電話番号 (団体の場合代表者住所・電話番号)	〒 -	TEL ( )
	4	フリガナ 担当者氏名		
	5	担当者住所・電話番号	〒 -	TEL ( )
	6	春日井市在住・在勤・在学者数		人

※今回ご記入いただいた個人情報は「あいち共同利用型施設予約システム」の入力のために利用します。

### 受付施設記入欄

ID登録確認	施設許可設定	本人確認欄
		免許証・マイナンバーカード その他( )

## あいち共同利用型施設予約システム利用団体登録者名簿

団体登録は、使用目的により最低必要な人員が「市内在住、在勤、在学者」であること。

また、必ず代表者の方を最初に記入してください。

	氏名	年齢	住所(在勤、在学者は、勤務先または学校名)	電話番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

登録者全員が写った集合写真を添付すること。  
(やむをえない場合は、使用目的により制定必要な  
人員「市内在住、在勤、在学者」の写真を添付してください。)